

特許分類の概要とそれらを用いた
先行技術調査
～IPC、FI、F ターム編～
(平成28年度)

独立行政法人工業所有権情報・研修館

本テキストは、特許庁からの検索外注業務を請け負う登録調査機関の調査業務実施者が必要とする外国特許文献検索の検索手法等を習得することを目的に作成されています。

| | |
|--|-----------|
| 1. IPCの解説 | 1 |
| 1.1. IPCの概要..... | 1 |
| 1.1.1. 目的と意義..... | 1 |
| 1.1.2. 歴史..... | 1 |
| 1.2. IPCの構成..... | 3 |
| 1.2.1. 分類項目..... | 3 |
| 1.2.2. インデキシングコード..... | 14 |
| 1.3. 分類すべき事項またはインデックスすべき事項..... | 16 |
| 1.3.1. 発明情報..... | 16 |
| 1.3.2. 付加情報..... | 16 |
| 1.4. 分類箇所を選択するためのルール..... | 18 |
| 1.4.1. サブクラスの選択..... | 18 |
| 1.4.2. グループの選択..... | 18 |
| 1.4.3. 取り決め優先順位..... | 20 |
| 1.5. IPCリフォーム..... | 21 |
| 1.5.1. IPC第8版(2006)の特徴..... | 21 |
| 1.5.2. 最新IPCの特徴..... | 23 |
| 1.6. IPCの表記方法..... | 24 |
| 1.7. 国際的な分類調和の動き..... | 26 |
| 2. IPCの国内運用 | 28 |
| 2.1. FI(File Index)..... | 28 |
| 2.1.1. 展開記号..... | 29 |
| 2.1.2. 分冊識別記号..... | 30 |
| 2.1.3. FIの採用版について..... | 31 |
| 2.1.4. FIの階層構造について..... | 31 |
| 2.1.5. FIの改正について..... | 31 |
| 2.2. ファセット分類記号..... | 32 |
| 2.3. 出願人IPC付与..... | 33 |
| 2.3.1. IPC習得のための出願人IPC付与の重要性..... | 33 |
| 2.3.2. 願書面へのIPCの記載..... | 33 |
| 3. Fタームの概要 | 35 |
| 3.1. Fタームの概要..... | 35 |
| 3.2. Fタームの表記..... | 35 |
| 3.2.1. テーマ..... | 35 |
| 3.2.2. Fターム..... | 36 |
| 3.3. Fタームの構成..... | 40 |
| 3.3.1. Fタームの種類..... | 40 |
| 3.3.2. 解析年範囲について..... | 42 |
| 3.3.3. 観点の設け方..... | 43 |
| 3.4. Fタームのメンテナンスについて..... | 47 |
| 4. FI、Fタームを用いた先行技術調査例 | 48 |
| 4.1. テキスト検索とインデックス検索との比較..... | 48 |
| 4.2. FI、Fタームの照会..... | 49 |
| 4.2.1. パテントマップガイダンスへのアクセス..... | 49 |
| 4.2.2. 検索に使うインデックスが既に分かっている場合のFI、Fターム照会..... | 50 |
| 4.2.3. 検索に使うインデックスが分からない場合のFI、Fターム照会..... | 51 |
| 4.3. クラスタ検索システムによる検索方法 (FI、Fターム共通)..... | 53 |
| 4.4. FIの照会例..... | 56 |
| 4.5. FIを利用した検索例..... | 59 |
| 4.6. Fタームを利用した検索例..... | 61 |
| 4.7. FIとFタームを併用する検索例 1..... | 63 |
| 4.8. FIとFタームを併用する検索例 2..... | 64 |
| 4.9. 検索式の立式例～特許請求の範囲を分節して検索式を立てる～..... | 66 |
| 補足資料 | |
| 付属資料 | |

1 IPCの解説

1.1 IPCの概要

1.1.1 目的と意義

世界各国が共通に使用できる特許分類がない時代においては、世界各国がそれぞれ独自の分類体系を作成し、その分類体系に基づいて自国の特許文献を分類していた。しかしながら、国際的な技術交流が盛んになり、世界各国で外国特許文献の利用が増大する中で、各国が独自の分類を行っていたのでは、外国特許文献の利用に際して、外国の独自分類への習熟または外国の特許文献に対する自国の独自分類の再付与を行わなければならない、特許文献の円滑な利用に支障を来していた。

このような状況の中で、世界各国が共通に使用できる特許分類として作成されたのが国際特許分類(International Patent Classification 以下IPCという)である。IPCの第一の目的は、新規性や進歩性を評価するために、世界各国で特許文献を共通に検索するためのサーチツールを確立することである。

さらにIPCは、特許文献に記載の技術へのアクセスを容易にするツールとなること、特許情報を利用者に普及させる基礎になること、ある技術分野の現状を調査するための基礎となること、そして、種々の分野における技術の発展を評価できる統計を作成するための基礎となることも目的としている。

1.1.2 歴史

上述したように、IPCが誕生する以前は、特許分類は各国独自に作成され、その国の特許分類として使用されていた。例えば、アメリカでは1831年に、旧西ドイツでは1877年に、またイギリスでは1880年にすでに特許分類が作成されており、いずれも各国独自の国内特許分類として使用されていた。また、日本では、1885年に専売特許条例の施行と同時に特許分類表が作成され、独自の特許分類として使用されていた。

このような状況の下、1904年にBIRPI(知的所有権保護合同国際事務局、WIPO(世界知的所有権機関)の前身)により、パリ同盟の構成国に対し世界各国が共通して使用することを目的とする分類が初めて提案された。しかしながら、この提案は構成国の賛同を得ることが出来ず、結局、日の目をみることがなかった。

現在のIPCの実質的な源流は、1951年に欧州評議会の特許専門家委員会が共通分類システムを確立するための分類作業部会を設置したところから始まる。この作業部会での主要な議論は、新しいシステムは機能指向型の原理に基づくべきか、それとも応用型システムとすべきかどうかということにあった。最終的には、これら二つの原理を併合したシステムがすべての利用者のニーズに最も合致するものであるとして合意をみた。この合意をベースとして、分類作業部会(主に、フランス、旧西ドイツ、オランダ及びイギリスの特許庁職員から構成されていた。)は、分類の作成作業を開始した。この結果、特許の国際分類に関する欧州条約に基づいたIPC第1版が1968年9月1日に発効した。

ところで、上記欧州条約によれば、欧州評議会の構成国でなくてもパリ同盟の構成国であれば、この条約に加盟できることとなっていた。しかしながら、欧州評議会の構成国でない国は、IPCの改正の投票権を持つことができなかった。このような状況を改善するため、欧州評議会とBIRPIの間で協議がなされた。両者の協議の結果、1971年3月24日に「国際特許分類に関するストラスブール協定」が調印され、同協定は、1975年10月に発効した。この協定に基づき、パリ同盟のすべての国は、IPCに関して同等な立場で参画することができるようになり、IPCは名実ともに国際的なものになった。

日本は、同協定を1976年8月に批准し、同協定は1977年8月に日本について発効した。2013年6月現在、同協定には62カ国が加盟している。

技術革新や文献数増大等に対処するために、WIPOの場においてIPC加盟各国からの提案に基づいてIPC改正案が検討され、後述するIPC第1版～第7版については、おおよそ5年に一度の間隔で版改

正が行われてきた。第1版は1968年9月1日～1974年6月30日、第2版は1974年7月1日～1979年12月31日、第3版は1980年1月1日～1984年12月31日、第4版は1985年1月1日～1989年12月31日、第5版は1990年1月1日～1994年12月31日、第6版は1995年1月1日～1999年12月31日、第7版は2000年1月1日～2005年12月31日、にそれぞれ有効であった。

また、「**1.5 IPCリフォーム**」で後述するとおり、2006年1月1日から第8版(2006)が発効した。IPCリフォームの結果、2006年1月1日から2010年12月31日までの間に有効であったバージョンのIPCにおいて、IPCは「アドバンストレベル」と「コアレベル」に2層構造化されていた。しかし、2011年1月1日以降は、「アドバンストレベル」と「コアレベル」の区別が廃止され、アドバンストレベルに相当する分類表がIPCの基本となり、これはフルIPCと呼ばれている。

1.2 IPCの構成

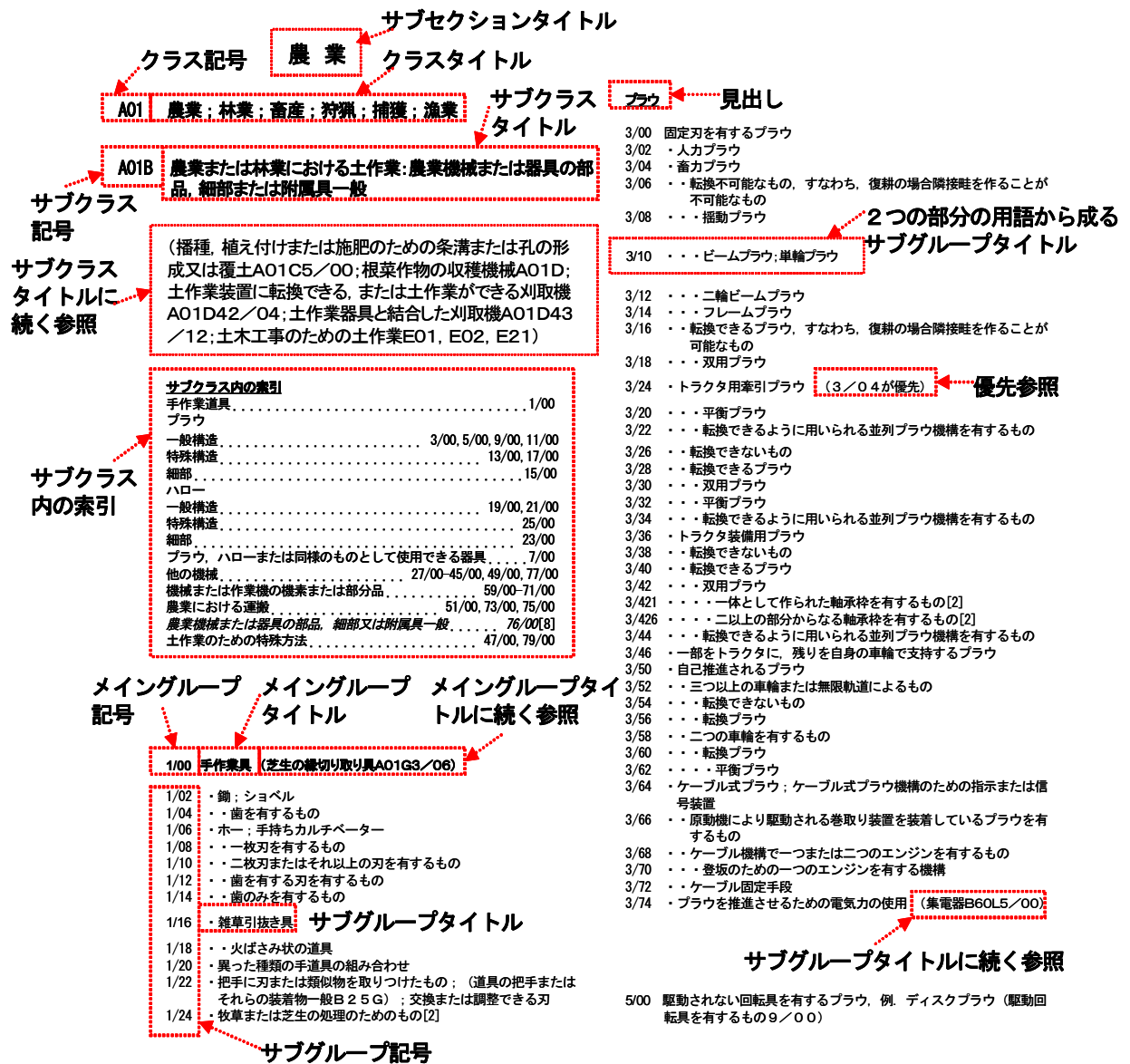
1.2.1 分類項目

1.2.1.1 分類項目の構成

分類表は、分類項目の集合であり、全技術分野を段階的にセクション、クラス、サブクラス、メイングループ、サブグループへと細分化した構造を有している。

図 1 は、分類表の冒頭部分を抜き出したものであり、これを用いて以下に解説する。

図 1

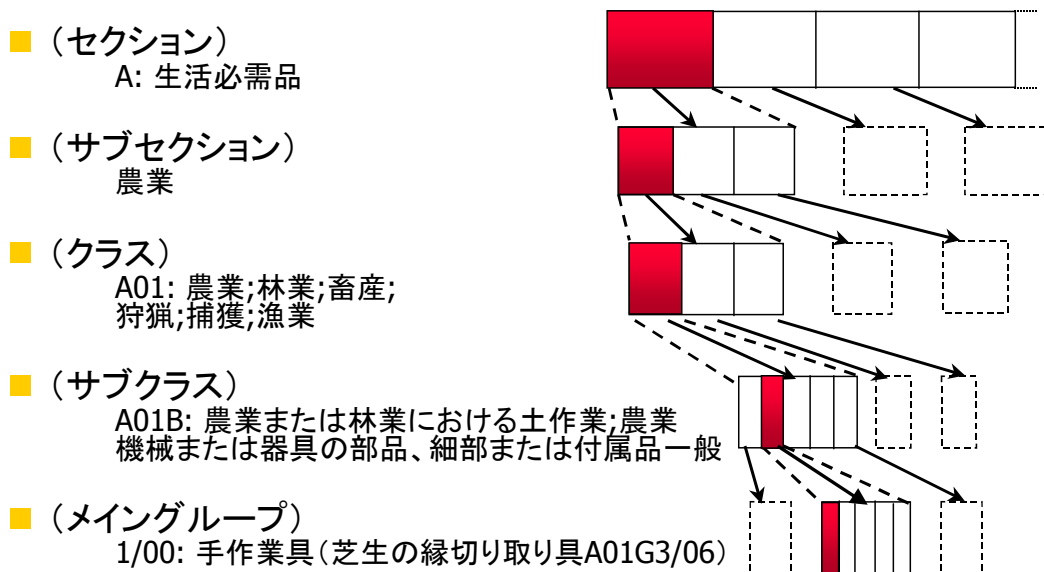


IPCの細分化の態様

IPCは、セクションからメイングループまたはサブグループへと順次階層的に細分化されているから、IPCを解釈していく際もより大きな区分から小さな区分へと把握していくことが必要である。

細分化の態様は、Aセクションを例にとると、セクションからメイングループまでは図 2 のようになっている。すなわち、セクションからサブセクションへの細分化では、Aセクションが複数のサブセクションに分割され、以下クラス、サブクラス、メイングループへと順次より小さい区分へ分割される。

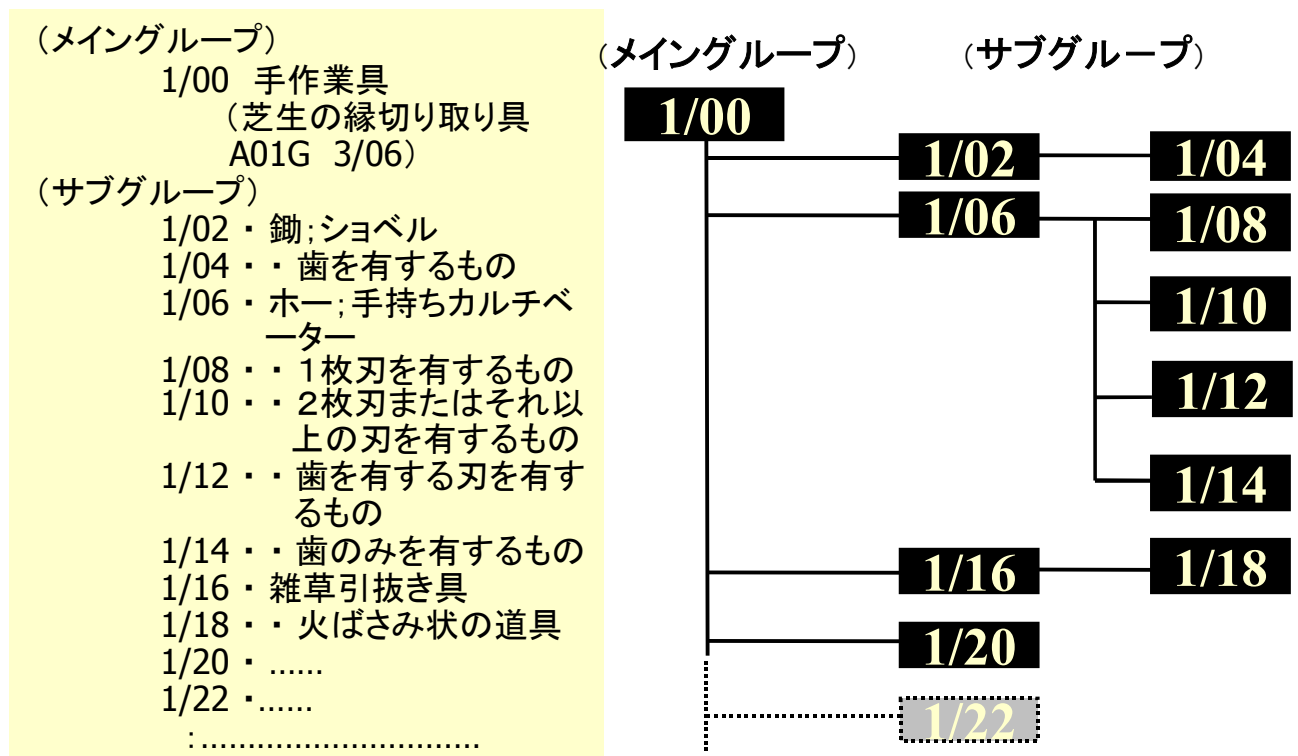
図 2 セクション→メイングループの細分化



さらに、この例のメイングループからサブグループへの細分化、及び、サブグループからより下位のサブグループへの細分化について、**図 3** に示す。なお、後述するように、サブグループタイトルの前のドット「・」は、そのサブグループの階層を示している。

この例では、メイングループ1/00からサブグループ1/02への細分化に関しては、メイングループ1/00の「手作業具」に含まれている特定の技術事項である「鋤;ショベル」を抜き出している。また、サブグループ1/02からより下位のサブグループ1/04への細分化も、上記メイングループ1/00からサブグループ1/02への細分化と同様に、サブグループ1/02の「鋤;ショベル」から特定の事項である「歯を有するもの」を抜き出している。

図 3 メイングループ・サブグループの細分化態様



セクション、サブセクション

セクションは、特許の対象である全技術を表 1 のように 8 つに大別したものであり、A～Hのアルファベット大文字 1 個からなる表示記号と、それに続くセクションタイトルで表される。

サブセクションは、セクション内での情報的な見出しであり、例えば「農業」というように、表示記号がなくタイトルのみで表される。

表 1

| セクション | サブセクション |
|----------------------------|---|
| A 生活必需品 | 農 業 食料品;たばこ 個人用品または家庭用品 健康;人命救助;娯楽 |
| B 処理操作;運輸 | 分離;混合 成 形 印 刷 運 輸 マイクロ構造技術;ナノ技術 |
| C 化学;冶金 | 化 学 冶 金 コンビナトリアル技術 |
| D 繊維;紙 | 繊維または他に分類されない可とう性材料 紙 |
| E 固定構造物 | 建造物 地中もしくは岩石の削孔;採鉱 |
| F 機械工学; 照明;加熱; 武器;爆破 | 機関またはポンプ 工学一般 照明;加熱 武器;爆破 |
| G 物理学 | 器 械 原子核工学 |
| H 電 気 | |

クラス

クラスはセクションを細分化したものであり、セクション記号に 2 つの数字をつけた表示記号と、それに続くクラスタイトルで表される。

例 1

A01 農業;林業;畜産;狩猟;捕獲;漁業

なお、セクションとクラスのタイトルは、それらの内容を大まかに指示するだけで、そのタイトルの一般的指示に入る主題事項を精確に定義するものではない。

サブクラス

サブクラスは、クラス記号にアルファベットの大文字 1 個をつけた表示記号とその内容をできるだけ精確に定義するサブクラスタイトルで表される。

例 2

| |
|---|
| A01B 農業または林業における土作業;農業機械または器具の部品,細部または附属具一般 |
|---|

グループ

グループは、サブクラスを細分化したものであり、メイングループとサブグループからなる。

◆ メイングループ

メイングループは、サブクラス記号に続く 1～4 桁の数字、斜線及び数字00からなる表示記号と、それに続くタイトルとで表される。

例 3

| |
|----------------|
| A01B 1/00 手作業具 |
|----------------|

◆ サブグループ

サブグループは、メイングループの下位に細展開されたもので、サブクラス記号に続きそのメイングループの 1～4 桁の数字、斜線及び00以外の 2～6 桁の数字からなる表示記号と、それに続くタイトルと、そのタイトルの前の少なくとも 1 個のドットとで表される。

例 4

| |
|--------------------|
| A01B 1/02 ・ 鋤;ショベル |
|--------------------|

1.2.1.2 各階層のタイトルとその分類範囲

IPCは、セクションからサブグループまで階層的に細分化されているとともに、それぞれの階層においてタイトルが設けられている。これらのタイトルに関して、IPCの解釈上特に注意すべき点について以下に述べる。

セクション、サブセクション及びクラスの各タイトルは、それらの内容を大まかに指示するにすぎず、このタイトルが一般的に示している主題事項を精確に定義するものではない。一般にセクションまたはサブセクションタイトルは、そのセクションまたはサブセクション内に見出されるべき主題事項の範囲の大まかな性質をきわめて漠然と示すものであり、クラスタイトルはその下位のサブクラスに包含される主題事項を包括的に指示するものである。これとは対照的に、サブクラスタイトルは、これと関連のあるすべての参照、定義または注を考慮に入れながら、そこに包含される主題事項の範囲をできるだけ精確に定義するのがIPCの趣旨である。メイングループ及びサブグループのタイトルも関連のあるすべての参照、定義または注に従って、そこに包含される主題事項を精確に定義するものである。

例えば、Aセクションは「生活必需品」というタイトルになっており、Aセクションの中には「たばこ」が含まれているが、この場合「たばこ」が生活必需品であるか否か、という判断を行う必要はない。

一方、サブクラスA24Cのタイトルは「葉巻たばこまたは紙巻たばこの製造機械」となっており、サブクラスタイトルは分類範囲を規制するので、このサブクラスにはタイトルに示された技術事項に該当するもののみが分類される。

グループの場合もサブクラスと同様であるが、グループの範囲はより上位のグループタイトルの制限を受ける。例えば、例 5 の場合A47D1/02にはメイングループ1/00のタイトル(子供用いす)の制限を受けて、子供用の折りたたみいすのみが分類される。

例 5

| |
|---|
| A47D 子供に特に適合する家具(学校用ベンチまたは机 A47B 39/00, A47B 41/00) |
| 1/00 子供用いす(いす一般 A47C ; 子供用車両座席 B60N 2/26) |
| 1/02 ・ 折りたたみいす |

1.2.1.3 上位グループとその下位グループの分類範囲

メイングループまたはサブグループはより下位の階層のサブグループに細分化され、その細分化の態様は、メイングループまたはサブグループに含まれる技術事項の中から特定の事項を下位のサブグループに抜き出すものである。その結果として、上位グループ(メイングループまたはより上位のサブグループ)には次の事項が分類されることになる。

- ・ どの下位グループにも含まれない事項(未展開事項)
- ・ 下位グループの一つには関連しているが範囲が広すぎてそのグループに入らない事項(一般的事項)

例 6 で説明すると、メイングループ3/00の下位には、「ハットの形の保持具」、「婦人用ハットの仕立台」、「ハットの寸法を測る装置」しか展開されていないから、これら以外のハット製造のための種々の装置に関する事項はメイングループ3/00に分類される。また婦人用としても使えるが、紳士用としても使える汎用の「ハットの仕立台」は、サブグループ3/04に分類される「婦人用ハットの仕立台」に関連するものであるが、このサブグループ3/04には入りきらないものであるから、メイングループ3/00に分類される。

例 6

| | |
|------|---|
| A42C | ハットまたは他の頭を覆うものの製造あるいは仕立 |
| 3/00 | グループ 1/00 に分類されないハット製造のための、例. ワイヤでハットの枠を作るための、装置(麦わら帽の縫成機 D05B;ハットのつばの縫成機 D05B);仕上ったハットの形または寸法を変えるための装置 |
| 3/02 | ・ハットの形の保持具 |
| 3/04 | ・婦人用ハットの仕立台 |
| 3/06 | ・ハットの寸法を測る装置 |



1.2.1.4 タイトルで使用されている用語および記号の意味

IPCの解釈に当たっては、セクションからサブグループまでのそれぞれのタイトルや、以下で説明する注及び参照から、その分類範囲を正しく把握することが必要である。

また、サブクラス及びグループのタイトルは、そのサブクラス及びグループに含まれる事項を限定するものであるため、それを正しく解釈するには、そこに使用されている用語の意味、記号の意味等を正確に把握することが必要である。IPCでは、サブクラス及びグループのタイトルに使用されてい

る用語及び記号に一定の約束ごとが決められているので、主要なものについて以下に説明する。(詳細なものについては、別途、補足資料にも掲載されているので参照されたい)。

a. 「注」及び「参照」

統一した解釈と合理的な運用のために、IPCでは注及び参照が各所に設けられている。これらの注及び参照は、個々の分類箇所における分類範囲に重大な影響を及ぼすものであるから、分類の解釈等においては、その内容をよく理解しておく必要がある。

◆ 「注」

サブクラス及びグループのタイトルは、そこに含まれる主題事項の範囲をできるだけ精確に定義するものである。しかし、IPCの特定部分においては分類範囲あるいはタイトルで用いられている用語の意味について補足説明が必要となる。また、分類体系が複雑な部分ではその分類の基本的原理等についての説明がIPCの利用者の正しい理解に重要な役割を果たす場合もある。

そこで、IPCはこのような場合に、セクション、サブセクション、クラス、サブクラス、またはグループに「注」を設けて分類範囲の説明、用語の定義、分類付与ルールの適用及び分類の基本的原理の説明の指示等を行っている。

注を、その指示する内容によって例示すると、以下のようなものがある。

分類範囲、分類付与の仕方等を指示するもの：

例 7

H01L 29/00 整流，増幅，発振またはスイッチングに特に適用される半導体装置であり，少なくとも1つの電位障壁または表面障壁を有するもの；少なくとも1つの電位障壁または表面障壁，例．PN接合空乏層またはキャリア集中層，を有するコンデンサーまたは抵抗器；半導体本体または電極の細部（31/00～47/00，51/05 が優先；半導体本体または電極以外の細部 23/00；1つの共通基板内または上に形成された複数の固体構成部品からなる装置 27/00）
注 このメイングループにおいて，グループ 29/02，29/40 およびグループ 29/66 の各組のグループ全てが関係する場合，これらの全てのグループに分類する。

用語の定義について指示するもの：

例 8

D02 糸；糸またはロープの機械的な仕上げ；整経またはビーム巻き取り
注 このクラスにおいては，下記の用語は以下に示す意味で用いる：
 - “繊維”は比較的短く，細長い天然または人造の物質によりなるものを意味する；
 - “フィラメント”はエンドレスまたは準エンドレスで，細長い天然または人造の物質よりなるものを意味する；

優先ルール、インデキシング等を指示するもの：

例 9

C08K 無機または非高分子有機物質の添加剤としての使用
注 (1) このサブクラスにおいては，相反する指示がない限り，配合成分は最後の適切な箇所に分類される。
 (2) このサブクラスにおいては，
 - 各配合成分から成る混合物は，混合物中のすべての本質的な配合成分を包含するもとも下位のグループに分類する。
 例．一価アルコールと多価アルコールの混合物 5/05；
 2種の多価アルコールの混合物 5/053；
 アルコールとエーテルの混合物 5/04；

| | |
|--------------|---------|
| エーテルとアミンの混合物 | 5/00 ; |
| アミンと金属の混合物 | 13/02 ; |

基本的原理を説明するもの：

セクション、クラス等の初めに設けられている「注」には、その分野における分類の基本的原理が示されていることがある。

◆ 「参照」

参照はクラス、サブクラス若しくはグループのタイトルまたは注の後に置かれた括弧書きのことである。「参照」という語句は、参照で指示されている主題事項が参照している箇所に包含されることを示しており、分類の解釈には特に重要である。参照には、その機能から分けて大きく限定参照と非限定参照とに分けられる（参照の解釈に当たって注意すべき事項については補足資料の1.4を参照されたい）。

◆ 限定参照

分類範囲の限定

本来、そのタイトルに含まれる事項を、他の分類箇所へ抜き出すことを指示したもの。この参照は、以下の要件の双方を満たす：

- (i) ある特定の主題事項が、限定参照がなければ分類箇所の必要条件及び定義をすべて満たしている場合、その分類箇所の範囲からその主題事項を排除する、かつ
- (ii) この主題事項が分類される箇所を指示する。

例 10

| | |
|------------|--|
| A47B 25/00 | カード用テーブル ; その他のゲーム用テーブル(ビリヤード用テーブル A63D 45/00) |
|------------|--|

ビリヤード用テーブルは、カードゲーム以外のゲーム用のテーブルに包含されるにもかかわらず、A63D15/00に分類される。

優先

主題事項が2つの箇所に分類できる場合、または分類する主題事項の異なる観点が異なる箇所に包含される場合において、これら複数の箇所のうちの1箇所にのみ分類すべきである場合に利用される（優先参照）。

例 11

| | |
|-----------|---|
| H01Q 7/00 | ループのまわりに均一な電流分布をもちかつループ面と直角な面内に指向特性を持ったループ空中線 |
| 7/02 | ・折りたたみできる空中線 ; 伸縮自在空中線 |
| 7/04 | ・遮へいされた空中線(7/02, 7/06 が優先) |
| 7/06 | ・強磁性体材料のコアをもつもの(7/02 が優先) |
| 7/08 | ・フェライト棒または細長いコア状のものをもつもの |

◆ 非限定参照

応用指向

機能指向箇所から、その主題事項が特別に適合しているか、特定の目的のために用いられるか、あ

るいはより大きな系へ組み込まれている場合には、それが包含されている箇所への参照(応用参照)。

残余箇所から

残余箇所に表示され、その主題事項が包含されている箇所を指向する参照。

情報

サーチの目的で重要であるが、参照が置かれた分類箇所のスコープにはない主題事項の所在位置を示す参照(情報参照)。この参照は、以下の要件の双方を満たす：

- (i) 主題事項は検討中の箇所に包含されない、しかし、
- (ii) 主題事項は依然としてサーチの目的で重要である。

例 12

G09B 27/08 ・地球儀(天球儀 27/06)

上記のように、参照には様々な種類があり、個々の参照を見た場合に、その種類を見分けることが容易でない場合もある。そのため、分類表の判読可能性を維持するために、情報参照などの非限定参照は徐々に分類表から削除され、IPCの定義層に移されつつある(「1.5.1 IPC第8版(2006)の特徴」の「分類定義の表現の統一」も参照)。

b. タイトルの表現とその分類範囲

サブクラス及びグループのタイトルは、そこに包含される主題事項をできるだけ精確に定義するものである。しかし、サブクラスおよびグループは、そのタイトルが直接表示しない主題事項も包含する場合があるので、注意する必要がある。

◆ 「方法」または「装置」

タイトルが「装置」のみを表示するものであっても、他に方法の分類箇所が設けられていなければ、そこには方法も含まれるし、またタイトルが「方法」のみを表示するものであっても、他に装置の分類箇所が設けられていなければ、そこには装置も含まれる。生産物の製造に関する分類箇所が存在しない場合は、製造装置または製造方法は、その生産物を包含する分類箇所に分類する。

たとえば、F02Bの場合【例 13】をみると、5/00は「装置」に関する項目であるが、外部式点火の方法も含まれ、また、5/02は「方法」に関する項目であるが、外部式点火をする機関の作動装置も含まれる。

例 13

F02B 内燃式ピストン機関；燃焼機関一般(内燃タービン F02C；燃焼生成物を利用する設備 F02C, F02G)
 5/00 外部式点火に特徴のある機関(1/02, 3/02 が優先；時期調整されない外部式点火 9/06；燃料—空気混合気の圧縮および空気圧縮の両方に特徴のあるもの、または外部式点火および圧縮点火の両方に特徴のあるもの 11/00；予燃焼室に特徴のあるもの 19/00；空気室に特徴のあるもの 21/00；燃焼室の特殊な形状や構造に特徴のあるもの 23/00)
 5/02 ・その作動方法

◆ 「製造物品」

発明の主題が物品に関する場合、それは物品を扱う分類箇所に分類する。物品そのものの分類箇所が存在しない場合には、適当な機能指向箇所に(すなわち、その物品を使ってなされる機能に従って)分類し、それができない場合には使用分野に従って分類する。

◆ 「多段階工程、産業プラント」

発明の主題が複数の工程または複数の装置それぞれの組み合わせからなる多段階工程または産業プラントにある場合、それは全体として分類する。すなわち、こうした組み合わせに関する分類箇所（例えば、サブクラスB09B）に分類する。こうした分類箇所が存在しない場合には、その工程またはプラントによって得られる生産物の分類箇所に分類する。さらに発明の主題が組み合わせの要素にも関連している場合（例えば、その工程の各ステップまたはそのプラントの機械）、その各要素もそれぞれ分類する。

1.2.1.5 機能指向箇所と応用指向箇所

特許文献において取り扱われる発明の技術主題は、ものの固有の性質若しくは機能またはものの使用法若しくは応用の仕方の何れかに関するものである。用語“もの”は、ここでは例えば、方法、生産物または装置のような有形無形を問わずすべての技術事項を意味して使用される。そして、IPCに以下に示す機能指向箇所と応用指向箇所が設けられている。

a. 機能指向箇所

もの“一般”すなわち、その固有の性質または機能に特徴を有するもの；ある特定の使用分野には限られないもの、または使用分野についての記述を無視しても技術的に影響がないようなもの、すなわち、当該分野での使用に特に適合していないもの。

→ 例えば、F16Kには、通過する特定の流体（例、オイル）の性質または弁がその一部を形成するどのような系の性質にも無関係な、構造上または機能上の観点特徴を有する弁の項目がある。

C07には、その化学的構造に特徴を有するが、その応用には特徴を有しない有機化合物の項目がある。

B01Dには、フィルター一般の項目がある。

b. 応用指向箇所

◆ 特別の使用または目的に“特に適合した”、すなわち、与えられた使用または目的のため改変されたものまたは、特別につくられたもの。

→ 例えば、A61F2/24には、人間の心臓への挿入に特に適した機械的弁の項目がある。

◆ ものの特殊な使用または応用。

→ 例えば、A24D3/00, A47J31/06には、特殊な目的に特に適合したフィルターまたは他の装置と組み合わされたフィルターの項目がある。

◆ より大きな系へのものの組み込み。

→ 例えば、B60Gには、車両の懸架装置への板ばねの組み込みの項目がある。

ただし、分類箇所、例えばサブクラス、はIPCの他の分類箇所との関係において、必ずしも一義的に機能指向的であるとか、応用指向的であるとは限らない。さらに、“機能指向箇所”及び“応用指向箇所”という表現は必ずしも絶対的であるとみなすことはできない。このように、ある箇所は他の箇所よりも機能指向的であるが、さらに別の他の箇所よりも機能指向的でないことがある。

また、技術主題を機能指向箇所に分類すべきか応用指向箇所に分類すべきかはっきりしない場合には、次の事項に注目すべきである。

(a) もし特殊な応用が述べられているが、特に開示されていなかったり十分に特定されていない場合には、可能であれば機能指向箇所に分類する。これはいろいろな応用が幅広く述べられている場合にありうる。

(b) もし主題の本質的な技術的特徴が、ものの固有の性質または機能と、その特殊な使用または

より大きな系への特別の適用若しくはそれへの組み込み、の両方に関係する場合には、可能であれば機能指向箇所と応用指向箇所の両方に分類する。

(c) もし前述のサブパラグラフ (a) 及び (b) で示されている指針が使用できない場合には、機能指向箇所及び関連する応用指向箇所の両方に分類する。

1.2.2 インデキシングコード

「インデキシングコード」はIPC第4版で導入されたものであり、ある範囲の分類項目に含まれる技術主題についての情報の要素を特定するものである。なお、IPC第8版発効に伴い、大幅な改正が行われた。

1.2.2.1 インデキシングコードの機能

インデキシングコードは、分類記号に含まれる技術情報に加えて、例えば次に示すように技術情報の要素を特定する機能を持つ。

- ・組成物の付加的成分を示す。
- ・化合物を構成する基を示す。
- ・方法の要素を特定する。

インデキシングコードの表記は分類記号と同じであり、サブクラス記号、斜線及び2つの数字(例: C07K 101/00)で表記する。

インデキシングコードは分類記号と形式は同じであるが、通常、特有の番号体系が用いられる。分類表から構成されるサブクラス内では、インデキシング系列は分類表の後に置かれ、その番号は原則として101/00から開始される。しかしながら、標準の分類記号に関する番号体系に似た番号(例えば、1/00)を使用している場合もある(例えば、サブクラスC12R, B29K)。

また、インデキシングコードは、分類記号と常に関連して使用されるものであり、どの分類記号と関連しているかは、各インデキシング系列の前の注、タイトルまたは見出しにより示されている。さらに、IPCのサブクラスには、1以上のサブクラスの分類記号に関連してインデキシングの目的でしか使用されないものもあるが、それもタイトルに表示されていることに注意すべきである。

1.2.2.2 インデキシングコードの例

インデキシングコードのまとまった範囲のことを「インデキシング系列」と呼び、これと関連する分類記号のまとまった範囲のことを「関連する分類系列」と呼ぶ。インデキシング系列は、関連する分類系列とは別の観点で展開されている。そして、使用されるインデキシングコードは、専らインデキシングにのみ使用される。

例えば、携帯用または特に輸送に適した、照明装置またはそのためのシステムを扱うサブクラスF21Lでは、インデキシングコードとしてF21W, F21Yを使用できるが、F21Wは照明装置またはシステムの使用または適用に関して、F21Yは光源の形状に関して、それぞれ展開されている。

また、プラスチック成形を扱うサブクラスB29Cでは、インデキシングコードとしてB29K, B29Lを使用できるが、B29Cは成形手段の観点で展開されているのに対し、B29Kは成形材料、B29Lは成形物品の観点でそれぞれ展開されている。

例 14

「バッテリーまたは電池を内蔵する電氣的照明装置(F21L 4/00)において、装飾に使用または適用され(F21W 121/00)、点状光源を有する(F21Y 101/00)もの」

| | | |
|-------------|-------------------------|----------------|
| F21L 4/00 | …バッテリーまたは電池を内蔵する電氣的照明装置 | |
| F21W 121/00 | …装飾に使用または適用される照明装置やシステム | (← インデキシングコード) |
| F21Y 101/00 | …点状光源 | (← インデキシングコード) |

「天然ゴム(B29K 7/00)の材料から、歯車(B29L 15/00)を圧縮成形(B29C 43/00)により製造する方法」

| | | |
|------------|-------|----------------|
| B29C 43/00 | …圧縮形成 | |
| B29K 7/00 | …天然ゴム | (← インデキシングコード) |
| B29L 15/00 | …歯車 | (← インデキシングコード) |

(参考：IPC第7版以前) インデキシングの表記

IPC第7版以前では、サブクラス記号、コロン及び2つの数字(例: B29K 9:00)から成り、斜線(/)の代わりにコロン(:)を有していた。

(参考：IPC第7版以前) 分類用とインデキシング用の両方の目的で使用するもの

インデキシング系列にインデキシング専用として使用するものと、分類用とインデキシング用の両方の目的で使用するものがあったが、IPC第8版以降のインデキシングコードでは、分類用とインデキシング用の両方の目的での使用が廃止された。

分類用とインデキシング用の両方の目的で使用するインデキシング系列では、両者に対して同じ項目が使用されていた。このような項目は、該当箇所の「注」で示されているほか、グループの数字の左側に縦線を引いて表示していた。これらの項目をインデキシング用を使用するときは、斜線(/)をコロン(:)に置き換えて使用していた。

(参考：IPC第7版以前) リンクと非リンク

IPC第7版以前には、関連する分類記号と一緒に括弧内に表記されるインデキシングコードと、単独で表記されるインデキシングコードがあり、前者のように、関連する分類記号とインデキシングコードと一緒に括弧内に表記される状態を「リンク」とよんでいた。

しかし、IPC第8版以降、関連する分類記号をインデキシングコードとともに括弧内に表記するリンクは廃止された。

関連する分類記号とインデキシングコードと一緒に括弧内に表記することによって、付与されたインデキシングコードがどの分類記号と関連しているかを示し、分類記号で示される情報をさらに特定していた。また、リンクに際して、複数のインデキシングコードが一つの分類記号と関連する場合は一つの括弧で、一つの分類記号が複数のインデキシングコードと関連する場合は複数の括弧で表記した。

なお、廃止されたインデキシングコードの中には、分類項目に格上げされたものもある。

1.3 分類すべき事項またはインデックスすべき事項

IPCのひとつの目的はサーチを容易にすることにある。そのため、サーチの際の利便性を考慮して分類付与を行うことは重要である。

特許文献中の情報は、“発明情報”と“付加情報”の二種類に分けることができる。

1.3.1 発明情報

発明情報は、従来技術への付加を表す特許文献全体（例えば、明細書、図面、請求の範囲）の中にある技術情報である。この発明情報は、明細書及び図面を十分考慮した上、特許文献の請求の範囲を指針として用い、従来技術と照らし合わせて決定される。ここでいう“従来技術への付加”とは、特許文献において具体的に開示された新規及び非自明なあらゆる主題事項を意味する。この主題事項とは、先行技術の一部とはならない、すなわち、ある特許文献に記載された主題事項と既に公知となっているあらゆる技術主題事項の集合体との差である。

1.3.1.1 発明の技術主題の把握

分類を付与する際には、原則として、発明が具体化されている「もの」、すなわち、発明の技術主題を、特許請求の範囲を指針として明細書及び図面を十分考慮して把握する。

しかしながらその際に、特に公開公報の分類付与において、真に具現化されている「もの」が特許請求の範囲に記載されていない場合があるので、そのような場合には、特許請求の範囲にとらわれないうで、明細書に記載された表現を重視して、発明の技術主題を把握する。

例 15

特許請求の範囲に「…潤滑剤供給装置を有する軸受」との記載があるとき、真の発明は、潤滑剤供給装置を軸受に適応したところにあるのではなく、潤滑剤供給装置そのものの改良のみにある場合がある。そのような場合には、真に具現化されている「もの」を軸受としてではなく、潤滑剤供給装置として把握する(F16C, F16N 参照)。

1.3.1.2 発明の技術主題の分類

発明の技術主題を把握した後は、分類表の分類箇所と実際に対比しながら、その技術主題について分類を付与する。その際、発明が本質的に関連する技術主題を、その構成部分を個々に分離して分類することなく、できるだけ全体的に分類する。しかし、発明の技術主題の構成部分も、その構成部分そのものが従来技術への付加を示している場合、すなわち、新規かつ非自明の主題事項を示している場合、発明情報を構成すると考えられる。

例 16

板バネを車両懸架装置へ組み込むことに特徴が有する場合、より大きな系である車両懸架装置の分類(B60G)を付与する。このとき、板バネ自体にも特徴があり、それが新規かつ非自明である場合は、板バネを分類する箇所(F16F)にも分類を付与する。

1.3.2 付加情報

付加情報は、それ自体は従来技術への付加を示していないがサーチャーに有用な情報を構成すると考えられる重要な技術情報である。例えば、組成物または混合物の構成要素や、方法または構造の要素または部分、分類された技術主題事項の使用または応用などを特定することにより発明情報を補足する。この付加情報について分類付与することは、国際的には非義務的(Non-obligatory)である。しかし日本においては、国内運用として分類付与を行っている。

また、インデキシングコードは付加情報として表現される。付加情報として表記した際に、表現上

分類記号と区別することができないが、どの分類記号と関連しているかを、各インデキシング系列の前の注、タイトルまたは見出しを参照することによって調べることができる。

1.4 分類箇所を選択するためのルール

1.4.1 サブクラスの選択

IPCは階層的な分類体系であるため、発明の主題を分類する適切なサブクラスを決定するためには、その階層構造を用いて系統的なアプローチで段階的に行うことができる。まず関連したセクションを特定し、それから適切なサブセクション及びクラス、並びに、選択したクラスの下位にある、当該主題を最も十分に包含しているサブクラスを特定する。

1.4.2 グループの選択

適切なサブクラスを選択した後、当該サブクラス内の関連したメイングループ及びサブグループを決定するためには、IPCの階層構造を用いる手順に従うべきである。この手順を適用する前に、後述の3つの一般分類規則(一般ルール、ファーストプレース優先ルール及びラストプレース優先ルール)のうち、選択したサブクラスにどれを用いるか及びそのサブクラスの一部に特別ルールが適用されているかどうかを確認する必要がある。

後述の各項では一般分類規則同士の相違が記されるが、各一般分類規則には以下の特徴が共通していることに留意することが重要である。

- (a) 技術主題の多くは、そのサブクラス系列の1つのグループでのみ完全に包含されている。この場合、そのサブクラス系列で用いられている一般分類規則に関係なく、その主題はこのグループに分類する。
- (b) 特許文献に2以上の発明の主題が開示されている場合、各主題を分類する際に、そのサブクラスで用いられる一般分類規則を別々に適用する。
- (c) 発明の主題の組み合わせの要素が新規かつ非自明そのものである場合、そのサブクラスで用いられる一般分類規則に従って別々に分類する。

関連した単一または複数のグループの決定に、そのサブクラスに用いられる一般分類規則が重要となるのは、その技術主題がサブクラスの2以上のグループに包含される場合(すなわち、いくつかのグループで範囲が重複している可能性があったり、グループがその主題の組み合わせの要素にのみ適用できるものであって、その主題そのものには適用できない場合)のみである。

次に、3つの一般分類規則(一般ルール、ファーストプレース優先ルール及びラストプレース優先ルール)及び特別ルールについて説明する。

a. 一般ルール

一般ルールは、IPCにおける“デフォルト”分類ルールであり、優先ルールや特別ルールが指定されていないIPCのすべての分野に適用される。これは、単一の技術主題がIPC内の単一の箇所に分類されるようにIPCを工夫するという原則に基づいている。この原則は、IPCの各分類箇所は互いに排他的であることを前提とする。

一般ルールの下では、不要な多重分類を抑え、分類しようとする技術主題を最も適切に表現するグループを選択するために、以下の優先原則を適用することができる。

- (a) より複雑な事項に関するグループは、あまり複雑でないグループに優先する。例えば、組合せに関するグループは、組合せの各構成要素に関するグループに優先し、“もの全体”に関するグループは、“細部”に関するグループに優先する。
- (b) より特殊な主題事項に関するグループは、あまり特殊でない主題事項に関するグループに優先する。例えば、独特な型の事項に関するグループまたは特殊な課題を解決するための手段を備える事項に関するグループは、より一般的なグループに優先する。

ただし、複数の観点に特徴がある主題事項を分類する際、または、サーチに有用な情報に付加的な分類記号を付与する際には、多重分類の原則が適用される。

b. 優先ルール

IPCのいくつかの分野では、優先ルールを採用している。これらのルールは、分類の整合性を向上させることを目的としている。

◆ ファーストプレイス優先ルール

このルールでは、発明の技術主題が、最も階層が深くかつ適切な分類（サブグループ）を選択するまで、各階層レベルでその技術主題の何れかの部分を包含している最初のグループを順次特定することにより分類する（補足資料2も参照）。1件の特許文献に特定の技術主題が幾つか開示されているときは、各技術主題それぞれに適用される。この規則が適用される際には「注」によってその旨が指示してあり、適用範囲も明確に示してある。例えば、C40B、F23Bの関連する注を参照されたい。

ファーストプレイス優先ルールが導入された場合、分類表は標準配列によって記載される。標準配列とは、その分類表の最上位にある最も複雑なまたは特殊な主題事項から、その分類表の最下位に置かれたあまり複雑でないまたは特殊でない主題事項へと進む原則に従って並べる配列のことである。

例 17

F23B 固体燃料のみを用いる燃焼方法または装置（室温では固体であるが溶解した状態で燃焼する燃料の燃焼のためのもの、例．ロウソクの蠟，C11C5/00，F23C，F23D；空气中に浮遊した固体燃料を用いるもの F23C，F23D1/00；液体中に浮遊した固体燃料を用いるもの F23C，F23D11/00；固体燃料と流体燃料を同時にまたは択一的に用いるもの F23C，F23D17/00）

注

(2) このサブクラスでは、ファーストプレイス優先ルールが適用される。即ち、各階層レベルにおいて、最初の適切な箇所に分類する。

◆ ラストプレイス優先ルール

このルールでは、発明の技術主題が、最も階層が深くかつ適切な分類（サブグループ）を選択するまで、各階層レベルでその技術主題の何れかの部分を包含している最後のグループを順次特定することにより分類する。1件の特許文献に特定の技術主題が幾つか開示されているときは、各技術主題それぞれにラストプレイス優先ルールを適用する。このルールが適用される箇所には、必ず「注」によって「…最後の適切な箇所に分類する」などと、その旨が明確に指示されている。例えば、A61K，C07，C08G，C10Mの関連した注を参照されたい。

ラストプレイス優先ルールが導入された分類表では、グループ配列は正式には標準化されていない。しかし、グループの配列はしばしば、その分類表の最上位のあまり複雑でないまたはより一般的な主題事項から、その分類表のより低い箇所に置かれたより複雑なまたは特殊な主題事項へ順次進むという原則に従って並べられている。

例 18

C07C 非環式化合物または炭素環式化合物

注

(5) このサブクラスにおいては、相反する指示がない限り、プロセスはこのサブクラス内の最後の適切な箇所に分類する。

c. 特別ルール

IPCの若干の箇所では、特別な分類ルールが用いられる。これらの箇所では、これらのルールが一般分類規則（一般ルール、ファーストプレイス優先ルール及びラストプレイス優先ルール）に優先する。これが適用される場合は常に関連した箇所にある注で明示される。例えば、C04B38/00，C08L，

G05Dの関連した注を参照。サブクラスC08L（“高分子化合物の組成物”）に続く注(2) (b) では、組成物などを主成分(例えば、最も高い重量比を持つ構成成分)によって分類されることが指示されている。

例 19

C08L 高分子化合物の組成物（重合性単量体に基づく組成物 C08F, C08G；人造フィラメントまたは人造繊維 D01F；繊維処理用組成物 D06）

注

(2) このサブクラスにおいては：

(a)組成物は高分子成分のみの重量割合に応じて分類される；

(b)組成物は最も高い割合で存在する1つ以上の高分子成分に従って分類される；もしこれら全ての成分が同じ割合で存在するならば、その組成物はこれらの成分の各々に従って分類される。

1.4.3 取り決め優先順位

特定のクラス、サブクラス、グループなどに設けられた部分的な取り決めが、一般的な指示と抵触する場合には、部分的な取り決めが一般的指示より優先する。

例 20

C セクションー化学；冶金

注

(1)セクション C において化学元素の種類に関する定義は次のとおりである：

.....
 非金属： H, B, C, Si, N, P, O, S, Se, Te, 希ガス.....

C08F 炭素－炭素不飽和結合のみが関与する反応によってえられる高分子化合物（炭素数がより少ない炭化水素からの液体炭化水素混合物の製造，例．オリゴメリゼーションによる，C10G 50/00；繊維，より糸，糸，織物，またはこのような材料から製造された繊維製品への単量体のグラフト重合 D06M14/00）

注

(1)このサブクラスにおいては、ほう素およびけい素は金属とみなす。

1.5 IPCリフォーム

IPCは特許文献のための国際的に統一された分類であり、特許庁の審査官、出願人、その他の利用者が特許文献を検索するための有効なサーチツールとして利用することを目的に作成されたことは前述の通りである。

しかしながら、IPCは、膨大な文献数を持つ大規模庁には大まかすぎて実質的なサーチツールとしての利用が困難である一方、文献数の少ない小規模庁には細かすぎて分類付与負担が大きいといった問題があった。さらに大規模庁が自国でのサーチを効率的に行うためにIPCを細展開した独自の分類体系を確立していった結果として、外国特許文献のサーチを行うために、外国の独自分類に習熟したり、外国特許文献に対して自国の独自分類を付与する必要があるといった問題が生じていた。

他にも、IPCの公報への付与が公報発行時に有効なIPCにより行われていたことにより、IPC第7版までは、IPCを用いたサーチは、サーチ対象となる公報の発行時に合わせて有効な版を選択して用いる必要があるという問題や、5年に一度の版改正では、迅速化する技術の進展に適切に対応したサーチが困難であるという問題も指摘されていた。

このような状況の下、1999年3月のWIPO/IPC同盟専門家委員会（Committee of Experts of the IPC Union）においてIPCのリフォーム（改革）の検討開始が決定された。そして、これまでのIPCを改良して使いやすいものにするための議論を重ねた結果、次のような新たな特徴を有するIPC第8版（2006）が2006年1月に発効した。

1.5.1 IPC第8版(2006)の特徴

- 既発行文献の最新版IPCによる再分類

IPC第8版以降では、PCT最小限資料について最新版のIPCにより既発行公報の再分類を行い、最新のIPCによるサーチを可能とすることとした。

- IPCの二層構造化

IPC第8版では、「アドバンストレベル」と「コアレベル」に二層構造化された。「アドバンストレベル」は、主に日本国特許庁を含む大規模庁が付与する分類であり、一方で「コアレベル」は、中小規模庁が付与し易い安定した分類であり、分類項目数はアドバンストレベルの30%程度に絞り込まれた大まかな分類であった。

アドバンストレベルの改正は、専門家委員会に設けられたIPCアドバンストレベル特別小委員会（Special Subcommittee of the Committee of Experts）によって議論され、3ヶ月ごとに実施できることとなった。構成メンバーはPCT最小限資料の再解析負担が全文献数の20%を越える特許庁（日本国特許庁、欧州特許庁（EPO）及び米国特許商標庁（USPTO）が該当（以下、この三庁を「三極」という））と国際事務局であった。一方、コアレベルの改正は、IPCリビジョン作業部会で議論され、3年ごとに実施できることとなった。

ただし、コアレベル・アドバンスレベルという二層構造は、2011年1月より、廃止され、「フルIPC」として一本化されている。

- 分類項目の標準配列（当該運用は2015年4月の第47回IPC専門家委員会にて終了予定）

標準配列とは、その分類表の最上位にある最も複雑なまたは特殊な主題事項から、その分類表の最下位に置かれたあまり複雑でないまたは特殊でない主題事項へと進む原則に従って並べる配列であり、ファーストプレイス優先ルールが適用される分野で導入されている。また、標準配列を採用していない分野についても、WIPOのホームページに掲載されているIPC分類表のインターネット版（<http://www.wipo.int/ipcpub/>）において、メイングループを標準配列に並び替えて表示する機能が提供されていた。

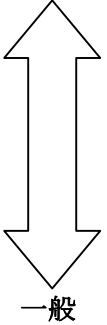
以下に標準配列の例を示す。

例： A47D 子供に特に適合する家具（学校用ベンチまたは机A47B39/00, A47B41/00）

[現行]

| | |
|-------|--|
| 1/00 | 子供用いす（いす一般A47C；子供用車両座席B60N2/26） |
| 3/00 | 子供用机 |
| 5/00 | 子供用化粧台（たんすA47B67/00） |
| 7/00 | 子供用ベッド（ベッド一般A47C） |
| 9/00 | ゆりかご |
| 11/00 | 他のものに変えられる子供用家具，例．ベッドにすることができる子供用いすまたはベンチ（他のものに変換できる家具一般A47B85/00） |
| 13/00 | 他の子供用家具（幼児用の補助的または携帯式トイレシートA47K13/06） |
| 15/00 | 子供用家具の付属品，例．安全ベルト，哺乳ビンホルダー（医薬供給用ビンのホルダーA61J9/06；安全ベルトまたは人体の支持帯一般A62B35/00；陸上乗物用安全ベルトまたは人体の支持帯B60R22/00；航空機用の人体の支持帯B64D25/06） |

[標準配列]

| | | |
|--|-------|--|
|  | 11/00 | 他のものに変えられる子供用家具，例．ベッドにすることができる子供用いすまたはベンチ（他のものに変換できる家具一般A47B85/00） |
| | 1/00 | 子供用いす（いす一般A47C；子供用車両座席B60N2/26） |
| | 5/00 | 子供用化粧台（たんすA47B67/00） |
| | 3/00 | 子供用机 |
| | 9/00 | ゆりかご |
| | 7/00 | 子供用ベッド（ベッド一般A47C） |
| | 13/00 | 他の子供用家具（幼児用の補助的または携帯式トイレシートA47K13/06） |
| | 15/00 | 子供用家具の付属品，例．安全ベルト，哺乳ビンホルダー（医薬供給用ビンのホルダーA61J9/06；安全ベルトまたは人体の支持帯一般A62B35/00；陸上乗物用安全ベルトまたは人体の支持帯B60R22/00；航空機用の人体の支持帯B64D25/06） |

● インデキシングコードの扱い

インデキシングコードについて、IPC第8版において大幅な改正が行われた。具体的には、コロンを使用する従来の表記が分類記号と同じ表記に変更された。さらに、分類用とインデキシング用の両方の目的で使用するインデキシングコード、及び関連する分類記号をインデキシングコードとともに括弧内に表記するリンクが廃止された。詳細は「1.2.2 インデキシングコード」を参照。

● 分類定義の表現の統一

IPCの各サブクラスに記載されている説明について、各サブクラスによって表現にばらつきが見られるため、現在WIPOにおいては、IPC第8版分類表のインターネット版に掲載するための、サブクラスの定義、注、参照、サブクラス内の索引等の記載を統一した書式に書き直す作業を進めている。採択された定義については、WIPOのホームページのIPC分類表 (<http://www.wipo.int/ipcpub/>) におけるサブクラス定義として掲載されている（定義が採択済みのサブクラス記号の左に表示されている「D」というアイコンをクリックすると、当該サブクラスの定義が表示される。）。なお、定義は、サブクラスのみならず、メイングループやサブグループでも、必要に応じて作成される。

また、タイトル中の非限定参照（10頁「案内」を参照）については、タイトルへの記載をやめ、定義にのみ記載する方向で作業を進めている。

● X-記号の廃止

通常、特許文献において開示されている発明情報は、1以上の分類箇所に適切に包含される。しかしながら、技術の発展に伴い、現行の分類箇所では、新たに開示されたすべての主題事項を必ずしも提供できないため、このような主題事項については、クラス、サブクラス、セクションまたはメイン

グループに”X”を付加することにより分類を行っていた。

しかしながら、IPC第8版からはこのX-記号が廃止され、代わりに各セクションについて、特別な残余メイングループが導入されている。この特別な残余メイングループは、特許文献の発明情報が最も適したセクションの何れのサブクラスにも適切に包含されない場合に分類され、各セクション記号の後ろに“99Z 99/00”を付けて表示される。

さらに、発明情報が、あるサブクラスには包含されるが技術的限定が記載されているそのサブクラス内のグループの何れにも包含されない場合は、その発明情報は、そのサブクラスの残余メイングループに常に分類される。こうしたメイングループは、サブクラス系列の最下位に置かれ、可能な限り標準グループ記号の99/00を用いて表示されるが、残余メイングループの導入に関しては現在もなお議論が行われている。

1.5.2 最新IPCの特徴

上記のとおりIPCは二層構造化したものの、世界の大多数の特許庁が分類のためにアドバンスレベルを使用しているという現状があった。また、IPCの二層構造化により、2つのレベルを持つ分類の複雑性などによる弊害も発生していた。

このような状況の下、2008年2月のWIPO/IPC同盟専門家委員会（Committee of Experts of the IPC Union）において、IPCアドバンスレベル小委員会の構成の再検討が決定された。そして、IPC改正手順を簡素化するための議論が重ねられた結果、IPCの改正と発行(publication)の手順について、「コアレベル」と「アドバンスレベル」の一本化を含む以下の事項が2009年3月のWIPO/IPC同盟専門家委員会において決定された。さらに、2010年2月のWIPO/IPC同盟専門家委員会において、詳細な議論がされ、最終的に以下の点が決定された。

● コアレベル・アドバンスレベルの一本化

コアレベルとアドバンスレベルが一本化され、アドバンスレベルに相当する1つの分類表のみを維持・発行していくことが決定された。これを「フルIPC」と呼び、これに伴い、2011年1月より「アドバンスレベル」及び「コアレベル」という用語は廃止された。なお、フルIPCを利用することが困難な小規模庁は、フルIPCのうちのメイングループのみを用いて分類することができる。

● IPC改正周期について

2006年以降は、コアレベルは3年ごとに改正され、アドバンスレベルは随時改正可能とされていた。しかし、フルIPCの導入に伴い、IPC改正周期を年1回（毎年1月1日に発効）とすることが2009年3月に決定された。

● IPC改正の検討組織の一本化

IPCアドバンスレベル小委員会は廃止され、全てのIPC改正プロジェクトは、IPCリビジョン作業部会において議論されることとなった。そして、IPCリビジョン作業部会で承認されると、改正IPCは発行することになる。

1.6 IPCの表記方法

特許文献に記載されるIPCの公式な略語は「Int.Cl.」である。「Int.Cl.」なる略語を、IPCに従って分類された特許文献の分類記号の前に置く。

フルIPCを用いて分類するときは、各IPC記号がいつ新設または実質的に改正されたかを示すバージョン表記（年、月）を、当該各IPC記号に続き丸括弧で囲んで表示する。また、対象文献が少なくともその一部についてメイングループのみを用いて分類されている場合は、IPCのバージョン表記を、略称“Int.Cl.”に続き、丸括弧で囲んで表示する。

フルIPCを用いて分類するときは、IPC記号はイタリック体で印刷または表示され、メイングループのみを用いてまたはサブクラスレベルで分類するときは、IPC記号は標準フォント（すなわち、イタリック体でないもの）で印刷または表示される。また、発明情報のIPC記号は太字で印刷または表示され、付加情報のIPC記号は標準フォント（すなわち、太字でないもの）で印刷または表示される。

日本はフルIPCで分類を行うので、公報の表記は次のようになる。

Int.Cl.

| | |
|------------------------------------|-----------------|
| <i>B28B 5/00</i> (2006.01) | フルIPCで分類、かつ発明情報 |
| <i>H04H 20/12</i> (2008.01) | フルIPCで分類、かつ発明情報 |
| <i>H01H 33/65</i> (2009.01) | フルIPCで分類、かつ付加情報 |

なお、メイングループのみを用いて分類する庁が発行する公報は、

Int.Cl. (2011.01)

| | |
|--------------------------|------------------------|
| <i>B28B 5/00</i> | メイングループのみを用いて分類、かつ発明情報 |
| <i>H04H 20/00</i> | メイングループのみを用いて分類、かつ発明情報 |
| <i>H01H 33/00</i> | メイングループのみを用いて分類、かつ付加情報 |

のように表記され、

発明情報をフルIPCで分類し、付加情報をメイングループのみを用いて分類する庁が発行する公報は、

Int.Cl. (2011.01)

| | |
|------------------------------------|------------------------|
| <i>B28B 5/00</i> (2006.01) | フルIPCで分類、かつ発明情報 |
| <i>H04H 20/12</i> (2008.01) | フルIPCで分類、かつ発明情報 |
| <i>H01H 33/00</i> | メイングループのみを用いて分類、かつ付加情報 |

のように表記される。

また、図 4 には、日本で発行される公報における分類表記の例を示す。

| | | | |
|--|-----------------------|--|--|
| | | JP 2011-000000 A 2011. 1. 1 | |
| (19)日本国特許庁(JP) | (12)公開特許公報(A) | (11)特許出願公開番号 特開2011-000000 (P2011-000000A) | |
| | | (43)公開日 平成23年1月1日 (2011. 1. 1) | |
| (51)Int. Cl. | F I | テーマコード (参考) | |
| G 0 1 B 12/345 (2006. 01) | G 0 1 B 12/34 1 0 1 B | 2 E 1 1 0 | |
| G 0 2 C 9/87 (2007. 01) | G 0 2 C 9/87 Z N A | 3 B 0 0 5 | |
| G 0 1 B 67/89 (2007. 10) | G 0 1 B 67/89 Z | | |
| G 0 1 B 12/456 (2006. 01) | G 0 1 B 12/456 U | | |
| G 0 1 B 34/56 (2008. 04) | G 0 1 B 34:56 | | |
| 審査請求有 請求項の数2 O L 外国語出願 公開請求 (全7頁) 最終頁に続く | | | |

図 4 フルIPCで分類する場合の公報表記例

図 4 において、発明情報を表す分類記号が**G01B 12/345**、**G02C 9/87**、**G01B 67/89** であり、付加情報を表す分類記号が**G01B 12/456**、**G01B 34/56**である。日本はフルIPCで分類付与を行うことから、表記はすべてイタリック体である。

なお、フルIPCの公報表記は、従来のアドバンストレベル (IPC第8版(2006)より導入され、2011年1月より廃止) の公報表記と同じ表記である。

(参考：IPC第7版以前) 公報への表記方法

IPCの版の表示は、第7版以前では例えば「Int.Cl.⁷」のように略語のすぐ後の右肩にアラビア数字を記載していた。図 4で表記したものと同一IPCをIPC 7版以前に発行された公報に表示すると、図 5のようになる。

| | | | |
|---------------------------------|-----------------------|--|--|
| | | JP 2004-000000 A 2004. 1. 1 | |
| (19)日本国特許庁(JP) | (12)公開特許公報(A) | (11)特許出願公開番号 特開2004-000000 (P2004-000000A) | |
| | | (43)公開日 平成16年1月1日 (2004. 1. 1) | |
| (51)Int. Cl. ⁷ | F I | テーマコード (参考) | |
| G 0 1 B 12/345 | G 0 1 B 12/34 1 0 1 B | 2 E 1 1 0 | |
| G 0 2 C 9/87 | G 0 2 C 9/87 Z N A | 3 B 0 0 5 | |
| G 0 1 B 67/89 | G 0 1 B 67/89 Z | | |
| //G 0 1 B 12/456 | G 0 1 B 12/456 U | | |
| G 0 1 B 34/56 | G 0 1 B 34:56 | | |
| 審査請求 有 請求項の数 2 O L (全8頁) 最終頁に続く | | | |

図 5 IPC第7版以前の公報表記例

図 5 において、「G01B 12/345、G02C 9/87、G01B 67/89」がこの発明の発明情報を表す分類記号である。記号「//」は、この記号よりも後にある分類記号が付加情報であることを示している。

1.7 国際的な分類調和の動き

IPCリビジョン作業部会において議論されるIPC改正提案には、以下のタイプがある。

- ・日米欧の三極特許庁による三極分類調和プロジェクトに由来するIPC改正提案
- ・日米欧中韓の五大特許庁協力に基づく共通ハイブリッド分類（CHC）プロジェクト又はグローバル・クラシフィケーション・イニシアティブ（GCI）に由来するIPC改正提案
- ・IPC同盟専門家委員会で承認されたその他のIPC改正提案

三極分類調和プロジェクトまたはCHCプロジェクトに由来するIPC改正提案については、IPCリビジョン作業部会において優先的に扱われる。三極分類調和プロジェクトと五大特許庁協力に基づくIPC改正の取り組みの詳細は、以下のとおりである。

①三極分類調和プロジェクト

日米欧の三極特許庁は2000年11月に三極分類調和プロジェクトを開始することで合意し、三極特許庁間で得られた分類表をIPCとして採用することを念頭に置いて、分類調和の作業を進めてきた。

具体的には、これまで約80の分野で分類調和の検討が行われ、三極特許庁間で合意が得られた分野については、IPCリビジョン作業部会でIPC化に向けた議論が進行中またはIPCとして発効済みである。

また、三極分類調和プロジェクトの議論を加速させるため、三極特許庁の審査官が集まって分類調和について議論する審査官分類協議を実施した。

なお、今後は、五大特許庁のCHCプロジェクトに集中するため、三極分類調和プロジェクトの新設は行わないこととなっている。

②五大特許庁協力に基づくIPC改正の取り組み

2008年10月に韓国・済州島で開催された第2回五大特許庁長官会合¹において、五大特許庁の長官は一層のワークシェアリング促進に向けて、10の基礎プロジェクトに協力して取り組んでいくことに合意した。分類調和に関しても、10の基礎プロジェクトの1つとして、欧州特許庁（EPO）が主担当庁のCHCプロジェクトが進められることとなった。

CHCプロジェクトとは、各庁の内部分類（具体的にはJPOのFI/Fターム、EPOのECLA²/ICO）を利用してIPCを細分化させることを目的としたプロジェクトである。

内部分類を有効利用するという方法は、三極分類調和プロジェクトにおいて、新規の分類表を作成し、庁間の合意が得られるまでに、長期間にわたり大きなリソースが必要であったことから考え出されたものである。

しかし、CHCの進捗があまり芳しくなかったことから、2013年6月の五大特許庁長官会合において、五庁はCHCに代えて新たな枠組みであるGCIを立ち上げることに合意した。

GCIは、JPOの内部分類であるFI/Fタームと、EPO/USPTOの内部分類であるCPC³とが整合している（各内部分類の改正により整合することが確実となったものを含む）技術分野の分類をIPC化するActivity iと、急速に技術が発展している分野において十分に緻密化された分類表を作成するActivity iiとからなる。

GCIにより、IPCの細分化が進めば、共通の分類表を使用することになり各国の文献の検索が可能となることから、各庁の審査官にとって、他庁発行文献へのアクセスが容易になるというメリットが

¹ http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/godai_kaigou2008.htm

² European Classification（欧州特許分類）。IPCを細展開したEPOの内部分類で約13万項目から構成。

³ Cooperative Patent Classification（協同特許分類）。2013年1月に発効した、EPOとUSPTOの共通分類、従前のECLAがベースとなっている。

ある。

図 6

